

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	法令の番号	昭和39年7月2日法律第134号					
不利益処分の種類	特別障害者手当の支給の制限	根拠条項	26条の5					
処 分 基 準	(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年7月2日法律第134号）第20条、第21条、第26条5 (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年7月4日政令第207号）第11条、第12条							
	対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	総合福祉センター	交付 機関	総合福祉センター	目次 NO	23